

しんざん小学校隣接エリアの公共施設整備構想（検討案）

はじめに

都市拠点等の在り方検討会議は、京丹後市総合計画及び京丹後市都計画マスタープランに掲げる都市拠点等の整備に向け、必要な公共機能等の在り方について2か年にわたり検討するもので、本年度は、しんざん小学校隣接地の構想について検討を進めてきました。

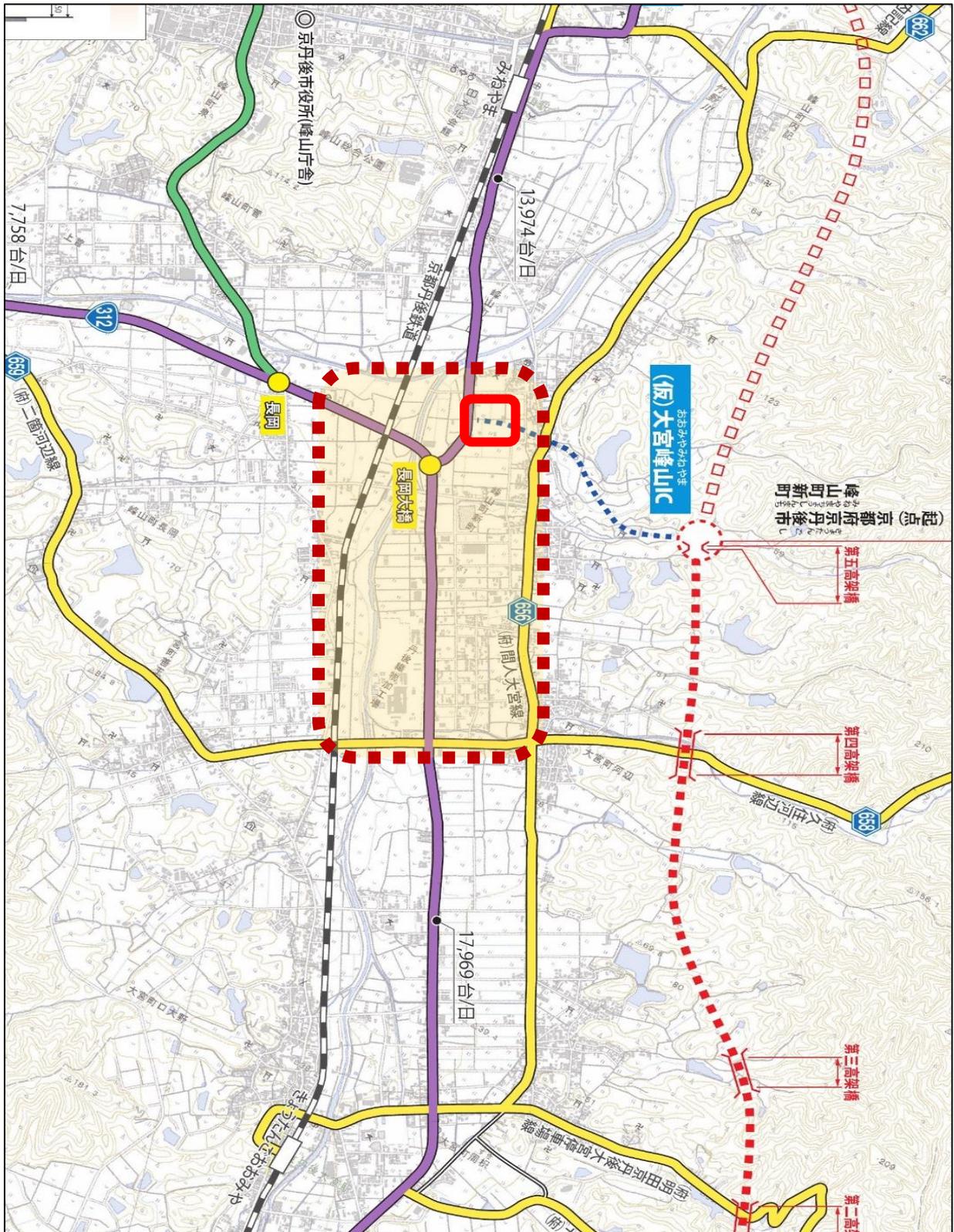
京丹後市の状況として、山陰近畿自動車道の（仮）大宮峰山 IC までの延伸が進められており、この IC からの取付道路により都市拠点に新たな市の玄関口ができます。取付道路の計画位置周辺は、現在、農地が広がっており、その近隣に小学校と商業地が立地する状況にあり、取付道路の整備により道路周辺の商業地化が進むことや観光客など市外から道路利用による流入増加が予想され、教育環境と商業・交流機能の調和したまちづくりが求められています。これらのほか、文化芸術振興審議会での議論や図書館協議会、子ども未来まちづくり審議会などによる施設に関する答申等により都市拠点での施設整備が市としての課題であります。

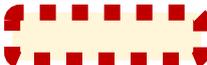
また、京丹後市総合計画基本計画では、ICT、プログラミングなど先進的な教育が受けられる環境を整備するとともに、産業とも連携した特色ある教育の展開や U・I ターン支援、起業家の育成などにより、まちの将来を担う「未来人材」の育成を進めることとされております。

このようなことから、しんざん小学校隣接エリアを京丹後市の将来を育むまちの重要な拠点となるエリアとして公共施設整備構想を検討し、現時点での都市拠点の在り方としての中間報告とします。

なお、文化芸術振興審議会における文化芸術振興計画の策定に係る検討が議論中であることから、この議論内容により適宜、この構想を修正していくこととします。

都市拠点及びしんざん小学校隣接エリアの想定位置図



 都市拠点想定位置

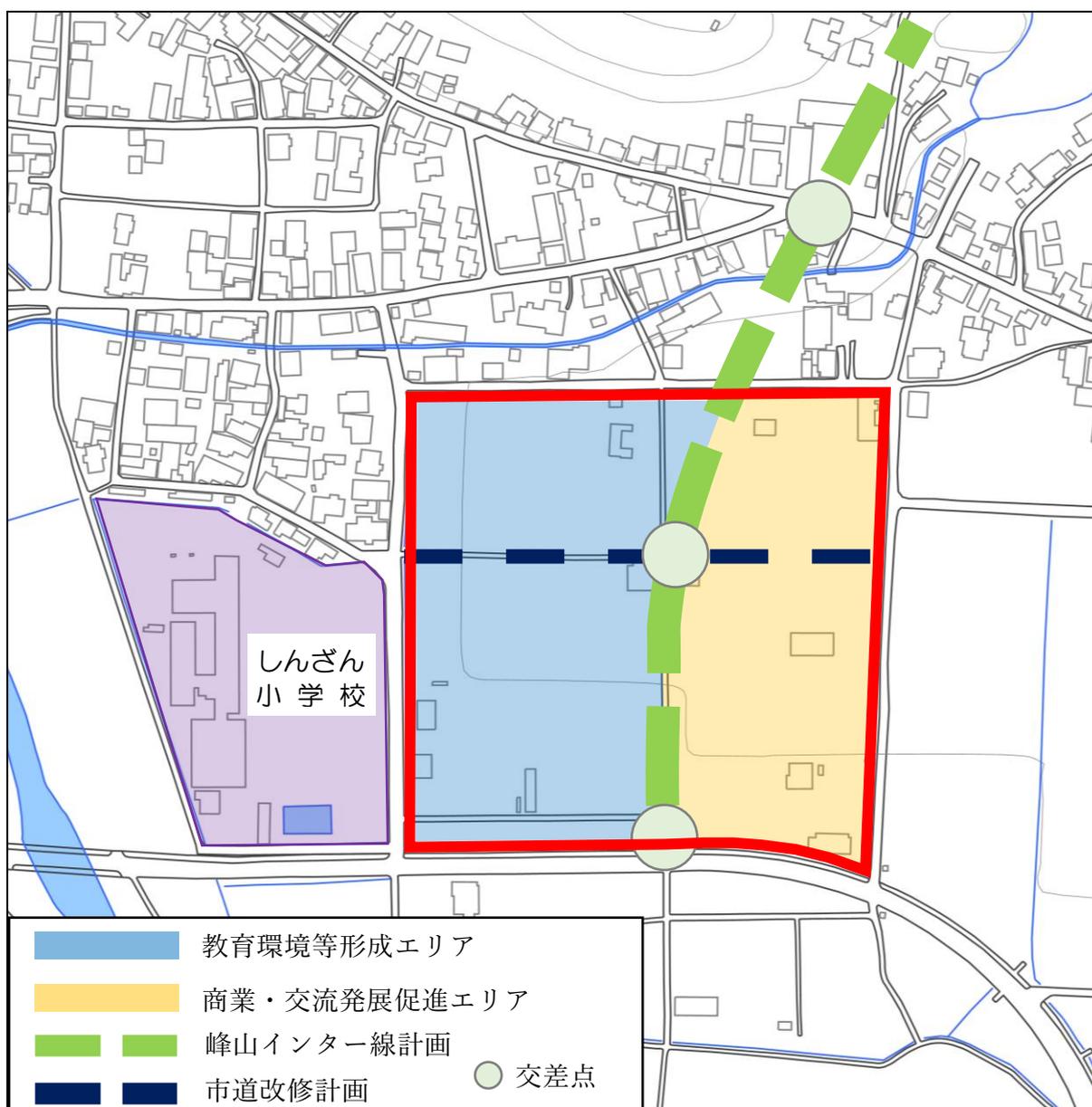
 しんざん小学校隣接エリア

1 エリア構想の目標

子育て支援、教育・文化や芸術活動などの拠点整備を通じた良好なしんざん小学校の周辺教育環境等の形成と、民間活力によるにぎわい施設の立地を通じた商業・交流機能の発展との調和したエリアを目標とします。

2 土地利用の基本方針

エリア内で、公共公益機能となる拠点整備等により、しんざん小学校の周辺教育環境等の形成を図る区域（教育環境等形成エリア）と、民間活力によるにぎわい施設立地により商業・交流機能の発展を促進する区域（商業・交流発展促進エリア）を示し、趣旨に合った土地利用の転換を図ります。



3 公共施設等の整備方針

教育環境等形成エリア内に整備する公共施設等は、京丹後の未来を担う「未来人材」づくりの場として多世代の活動拠点となるよう、ICTを活用した複合施設としての整備を目指します。なお、敷地面積や建物規模等により整備する機能の優先度を勘案して機能を選択するほか、留意事項を勘案して具体の整備検討を行う必要があります。

(1) 整備する機能

分野	機能	優先度		
		高	低	
		核となるもの	関連するもの	可能であれば付加するもの
子育て	子育て支援施設	○		
	屋内型子ども広場			
	子育て相談室			
	相談窓口受付			
	子育て支援団体活動スペース			
教育	図書館施設	○		
	蔵書貸出			
	読み聞かせ室			
	自習室			
	視聴覚室			
	郷土文化等ギャラリー			
生涯学習	館内カフェ			
	文化・芸術活動施設	※		
	市民ホール			
	展示への対応			
	演劇・ダンス・音楽活動への対応			
福祉	スタジオ			
	総合相談窓口受付			
その他	基本的な証明等の発行窓口			
共通	ロビー等のフリースペース（打合可）			
	会議室			
	室外休息広場			
	カフェ			
	ICT			

※印の文化芸術活動施設は、暫定の内容で今後の文化芸術振興審議会の議論によります。

(2) 整備にあたっての留意事項

- ・生活弱者に配慮した施設とすること
- ・障がい者等が利用や活動のしやすい施設とすること
- ・人の幸せとは何かを核とする考えで施設を検討すること
- ・子育て中の親がリラックスできる施設とすること
- ・京丹後市のランドマークとして存在感（デザイン）のある施設とすること
- ・市民が集いやすい施設とすること
- ・市民活動の発信の場となる施設とすること
- ・若者を呼び込める施設とすること
- ・色々な知に触れられる施設とすること
- ・ICT等先端の技術に触れられる施設とすること
- ・休憩がてら長時間過ごせる施設とすること
- ・セミナーやコンベンションに対応可能な施設とすること
- ・利用者に必要な駐車場を確保すること
- ・公園等の要素を取り入れること

(3) その他

- ・観光休憩施設は検討課題として、商業・交流発展促進エリア内を含め都市拠点において検討する必要があります。